

長野市営昭和の森公園フィットネスセンターの指定管理者による管理に関する仕様書

この仕様書は、長野市から指定管理者が長野市営昭和の森公園フィットネスセンター及び長野市営昭和の森公園テニスコート（以下「フィットネスセンター」という。）を管理運営するにあたっての業務内容及び条件等について定めるものである。

（運営方針）

第1条 フィットネスセンターは、市民スポーツの中核的拠点としての役割を果たすとともに、利用者が世代を越えて交流できる、地域に根ざした施設となることを目指すものである。よって、常にその機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

（注意義務）

第2条 改正後の「指定管理者が管理する長野市営運動場条例」（以下「条例」という。）及びその他関係法令を遵守するとともに、長野市が別に定める長野市営昭和の森公園フィットネスセンター管理運営要領（以下「運営要領」という。）及びこの仕様書に基づき、善良なる管理者の注意をもってフィットネスセンターの管理運営に当たるものとする。

（許認可手続き）

第3条 施設設置に関する必要な諸手続きは、長野市及び指定管理者が協力して行うものとする。
2 施設利用に関する必要な諸手続きは、指定管理者が行うものとする。

（報告）

第4条 毎月の施設の収入及び利用状況を、翌月の10日までに長野市に報告するものとする。

（維持管理）

第5条 フィットネスセンター並びにこれに付帯する設備の維持管理については、施設及び設備の特性を十分把握した上で、その機能を正常に保持し、利用者の快適性、安全性を図るよう適正な維持管理を行い、管理状態を良好に保ち、補修及び改修の必要があるときは、指定管理者からの現況報告を基に原則として長野市が次年度予算要求時に計上するものとする。なお、緊急を要するものについてはこの限りでない。

（安全対策）

第6条 指定管理者は各施設において経常的に巡回監視を行い、利用者の安全確保に努めることとし、以下の業務及びその他必要な措置を行うものとする。

- (1) 緊急時連絡体制の作成
- (2) 救助訓練の実施
- (3) 放送設備、無線機、電話の作動確認
- (4) 消火器点検

(5)非常口の確認

2 利用者の安全確保には常に万全を期し、万一非常事態（地震・火災等）が発生したときは、第一に入場者の安全を確保するとともに、早急な事態の收拾を図るものとする。

3 電気及び設備の保守及び定期点検等（法定点検を含む）の安全点検は、専門的知識を有する者あるいは関係法令に定める者により定期的に行うものとし、利用者の安全を期するものとする。

(1)消防設備保守点検：年2回以上

(2)自家用電気工作物保守点検：年1回以上

(3)非常用自家発電設備保守点検：年2回以上

(4)照明自動点灯盤保守点検：年1回以上

(5)建築基準法第12条に係る点検：3年1回

(6)その他、フィットネスセンターの維持管理のために長野市が必要と認めたもの。

(入場の制限)

第7条 条例第6条第3項に該当する場合及び運営要領並びにこの仕様書に定められた制限事項に違反する者に対してはフィットネスセンターの利用を拒み、また退場を命ずるものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 条例第7条に該当する場合及び運営要領に定められた事項に該当する場合は利用の許可を取り消し、利用の停止を命じ、又は許可の条件を変更することができるものとする。

(利用状況の報告)

第9条 利用状況は日毎にまとめ、年度ごとに分けて保管することとする。

2 利用状況を下記のとおり提出することとする。

(1)月別利用状況

(2)年間利用状況

(業務の再委託)

第10条 次に掲げる業務は、第三者に委託できるものとする。

(1)清掃業務

(2)消防設備保守点検業務

(3)自家用電気工作物保守点検

(4)モップクリーニング業務

(5)テニスコート整備業務

(6)照明自動点灯盤保守点検業務

(7)非常用自家発電設備保守点検業務

(8)警備業務

(9)害虫等駆除業務

(10)建築基準法第12条に係る点検

(11)その他、フィットネスセンターの維持管理のため長野市が必要と認めたもの

(再委託の禁止)

第11条 次に掲げる業務は、第三者に委託することを禁止する。

(1) 利用料金の徴収に関する業務

(資格等の受講及び視察)

第12条 フィットネスセンターの安全運営に必要な資格等を取得するための講習を受講できるものとする。

(1) 危険物取扱者

(2) 防火管理者

(3) その他、業務に必要な資格で、長野市が必要と認めたもの

2 先進地等を視察し、施設運営の技術的または経済的に優れた代替方法、その他改良事項等の発見に努め、常にフィットネスセンターの運営に万全を期するものとする。

(消耗品の購入及び管理)

第13条 消耗品等（1件3万円未満の物品等）の購入は、指定管理者が購入することとする。ただし、購入数量は必要最小限とし、経費節減に努めることとする。

2 指定管理者は、購入した消耗品等を善良な管理を持って使用するものとする。

(備品の購入及び管理)

第14条 業務遂行上必要となる備品類及び作業用機械類（1件3万円以上の物品等）の購入は、指定管理者からの現況報告を基に、補充の必要がある場合に、原則として、長野市が次年度予算要求時に予算計上し、購入することとする。ただし、緊急を要するものについてはこの限りではない。

2 これらの備品類及び作業用機械類に係る小規模（70万円未満）の修繕等については、指定管理者の判断により、予算の範囲内で必要に応じて専門事業者に依頼し、指定管理者が早急に対処するものとする。ただし、予算を超える場合又は大規模な修繕を要する場合にあっては、長野市及び指定管理者が協議し対処するものとする。

3 指定管理者の所有する備品をフィットネスセンターへ持ち込む場合は、長野市の購入備品と容易に区別がつくように管理することとする。

4 業務遂行上必要となる備品類及び作業用機械類で、長野市及び指定管理者双方が所有していない場合にあっては、指定管理者は予算の範囲内で専門事業者から借用し使用することができる。予算を超える場合にあっては、長野市及び指定管理者が協議し対処するものとする。

(燃料の購入及び管理)

第15条 燃料は指定管理者が購入するものとする。

2 指定管理者は、購入した燃料を善良な管理を持って使用するものとする。

3 燃料の取扱いに際し、取扱者の資格等が必要なものは、指定管理者がその資格等を取得するものとする。なお、取得にかかる費用は指定管理者が負担するものとする。

(食糧費)

第16条 指定管理者は必要最小限の食糧費を持つことができるものとする。

(パンフレット及び回数券等の印刷)

第17条 指定管理者は必要に応じてパンフレット及び通年券・回数券等を作成及び印刷するものとする。

2 新規パンフレットの作成にあたっては、長野市の承認を得た上で指定管理者が作成するものとする。

3 指定管理者は、パンフレット等を善良な管理を持って使用するものとする。

(光熱水費)

第18条 指定管理者は、次に定める使用量を常に把握し、善良な管理を持って使用するものとする。

(1)電気使用量

(2)上下水道使用量

(3)灯油使用量

(4)ガス使用量

2 光熱水費の使用料は、指定管理者が支払うものとする。

3 漏電、漏水等の早期発見に努め、万一発見した場合は長野市と協議のうえ対処するものとする。

(施設の維持修繕等)

第19条 設備等に修繕を要すると判断したとき、または保守点検等で専門事業者から指摘を受けた場合は、早急に長野市に報告し、指定管理者によって修繕若しくは予算の範囲内で必要に応じ専門事業者に依頼し、早急に対処するものとする。また、予算の範囲を超えるとき、または大規模な修繕等を要するときは、双方協議し対処するものとする。

(医薬品等の所持)

第20条 指定管理者は、利用者のケガ等に対処するため、救急医薬品を所持し、善良な管理を持って使用するものとする。

2 ケガ人等処置台帳を作成し、対処した場合にあっては、台帳に氏名、住所、年齢、症状、ケガをした場所等を記入し、保管するものとする。

(通信運搬費)

第21条 事務連絡用及び緊急連絡用として、次に定めるものを所有できるものとする。

(1)電話機

(2) F A X

(3)切手

(4)その他必要と認めるもの

(広告料)

第22条 指定管理者は、必要に応じ新聞等に広告を掲載できるものとする。

(使用料及び賃借料の支払い)

第23条 指定管理者は、使用機器に係る使用料等を支払うものとする。

(1)テレビ受信料

(2)電話使用料

- (3) コピー機賃借料
- (4) 券売機賃借料
- (5) その他、指定管理者が必要に応じて使用するものの使用料

2 新規に発生したものは、その都度追加できるものとする。

(損害保険料)

第24条 指定管理者は万一の場合に備え、必要に応じ保険を掛け損害等に対応するものとします。

なお、必要に応じ下記の保険を掛けるものとします。指定管理者の責めに帰することができない損害等が発生した場合は、長野市の保険等で対応するものとします。

- (1) 自動車任意保険
- (2) 入場者保険
- (3) その他、長野市が特に必要と認めたもの

(原材料)

第25条 指定管理者は、テニスコート等を現状維持するために、原材料を購入し補充等することができる。

(負担金補助及び交付金の支払い)

第26条 管理運営に必要な負担金等は、指定管理者が支払うものとする。

(選挙事務にかかる利用)

第27条 指定管理者は、フィットネスセンターを長野市選挙管理委員会が選挙事務の会場として利用する場合は、格別の配慮を持って選挙事務の実施に協力するものとする。

(その他)

第28条 この仕様書に定めのない事項で、業務遂行上必要となる事項については、長野市及び指定管理者が協議して定めるものとする。